

税制改正の あらまし

平成23年度



法人会キャラクター けんた

1 法人課税

(1) 法人税率の引き下げ

国税と地方税を合わせた法人実効税率が5%引き下げられます。このため、法人税率が4.5%引き下げられ、また中小法人に対する軽減税率も3%引き下げられます。

(公益法人等、協同組合、医療法人も税率が引き下げられます)

| | 現行 | | 改正案 | |
|-------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | 年800万円以下の所得 | 年800万円超の所得 | 年800万円以下の所得 | 年800万円超の所得 |
| 普通法人 | 30% | 30% | 25.5% | 25.5% |
| 中小法人 (注) | 22% (18%) | 30% | 19% (15%) | 25.5% |

(注) 資本金又は出資金額が1億円以下の法人をいいます。

適用時期

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。現行のカッコ内は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。

改正案のカッコ内は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。なお、平成23年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として改正前の18%が適用されます。

(2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

① 欠損金の繰越控除の制限

青色欠損金及び災害損失金の繰越控除制度における控除限度額が次のとおり制限されます。ただし、中小法人については現行の控除限度額が存置されます(100%控除可能です)。

| | 現行 | 改正案 |
|-------|------------|----------------|
| 控除限度額 | 繰越控除前の所得金額 | 繰越控除前の所得金額の80% |

適用時期

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

② 欠損金の繰越期間の延長等

青色欠損金及び災害損失金の繰越期間が7年から9年に延長されます。また、法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が9年とされます。

繰越期間の延長は平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金について適用されます。なお、更正の請求期間の延長は平成23年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用されます。

(3) 減価償却制度の定率法償却率の見直し

定率法償却率の算定方法が定額法償却率の2.5倍から2.0倍に変更され、償却率が引き下げられます。

適用時期

平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産から適用されます。

(4) 研究開発税制の縮減

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における「総額型」の税額控除限度額を30%にする特例措置が廃止され、同制度における総額型の税額控除限度額が20パーセントに引き下げられます。

適用時期

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(5) 中小企業等基盤強化税制の廃止

中小企業等基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止されます。また、中小企業等基盤強化税制の枠組みに含まれる教育訓練費に係る税額控除制度も廃止されます。

適用時期

平成23年3月31日をもって廃止されます。

(6) 寄附金の損金算入限度額の見直し

一般寄附金の損金算入限度額は現行の半分になります。これに伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額は、一般寄附金の損金算入限度額の縮限額と同額の拡充を行います。

なお、適用時期は、今後政令で定められる予定です。

(7) 雇用促進税制による税額控除制度の創設

雇用保険の一般被保険者である従業員の数が増加した場合には、増加した人数1人あたり20万円の税額控除ができる制度が創設されます。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った法人 |
| 要件 | 次の要件について、公共職業安定所の長の確認を受けること ・当期末の雇用保険一般被保険者数が、前期末に比して10%以上及び5人以上(中小企業者等は2人以上)増加していること ・事業主都合による離職者がいないこと |
| 控除額 | 増加した雇用保険一般被保険者数 × 20万円 |
| 控除限度額 | 当期の法人税額の10% (中小企業者等は20%) |

適用時期

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 個人所得課税

(1) 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に上限が設けられます。

| | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 現行の給与等収入金額1,500万円超の給与所得控除額の計算 | 収入金額×5%+170万円 (上限なし) |
|-------------------------------|-------------------------|

| |
|---|
| (例) 給与収入2,000万円の給与所得控除額 【現行】2,000万円×5%+170万円=270万円 【改正案】245万円 |
|---|

改正案

245万円を上限とする

適用時期

平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

(2) 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

役員給与等の収入金額が2,000万円を超える場合の給与所得控除については、収入金額の増加に応じて給与所得控除額が逡減するよう次のように見直しが行われます。

| 役員給与の収入金額の区分 | 現行の給与所得控除額 | 改正案の給与所得控除額 |
|-----------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 2,000万円超 2,500万円以下 | 収入金額×5% +170万円 (上限なし) | 245万円－ (収入金額－2,000万円) ×12% |
| 2,500万円超 3,500万円以下 | | 185万円 |
| 3,500万円超 4,000万円以下 | | 185万円－ (収入金額－3,500万円) ×12% |
| 4,000万円超 | | 125万円 |

適用時期

平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

(3) 特定支出控除の見直し(給与所得控除関係)

特定支出控除制度(特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を、確定申告を通じて給与所得の計算上、給与所得控除に上乗せして控除できる制度)について、特定支出の範囲が拡大されるとともに、適用判定基準の見直しが行われます。

① 特定支出の範囲の拡大

| 現行の特定支出の範囲 | 特定支出の範囲に追加される支出 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 通勤費 転居費 研修費 資格取得費(弁護士、税理士等の資格取得費を除く) 帰宅旅費 | <ul style="list-style-type: none"> 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費 職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費及び職業上の団体の経費(これらの支出の合計額65万円が限度) |

② 適用判定基準の見直し

特定支出の額が次の額を超える場合に適用されます。(役員給与等にも適用されます)

| 改正案 | |
|-------------------|---------------|
| 給与等の収入金額1,500万円以下 | → 給与所得控除額×1/2 |
| 給与等の収入金額1,500万円超 | → 125万円 |

適用時期

平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

(4) 成年扶養控除の見直し

居住者が扶養している成年(年齢23歳以上69歳までの者)に係る扶養控除については、次の要件を満たす特定成年扶養親族に限り、その年の総所得金額等から1人あたり38万円(住民税33万円)を控除することとされます。

なお、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族であっても、その年の合計所得金額が500万円未満である居住者の成年扶養親族に限り、扶養控除が適用されます。

(注) 居住者のその年の合計所得金額が400万円を超える場合には、合計所得金額の増加に伴って段階的に控除額が縮減する負担調整措置が設けられます。

| 区分 | 範囲 |
|----------|--|
| 特定成年扶養親族 | ① 年齢65歳以上69歳までの者 ② 障害者、要介護認定者など心身の障害等の事情を抱える者 ③ 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等 |

適用時期

平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

3 資産課税

(1) 相続税の課税ベース及び税率構造の見直し

① 基礎控除

相続税の基礎控除が次のとおり引き下げられます。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|---------------|---------------------|-------------------|
| 定額控除 | 5,000万円 | 3,000万円 |
| 法定相続人 比例控除 | 1,000万円× 法定相続人の数 | 600万円× 法定相続人の数 |

② 死亡保険金に係る非課税限度額

死亡保険金に係る非課税限度額が縮小され、500万円×法定相続人（未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限ります）の数となります。

③ 税率構造

相続税の税率構造について、次のとおり見直しが行われます。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|--------------|-----|-----|
| 1,000万円以下の金額 | 10% | 10% |
| 3,000万円以下の金額 | 15% | 15% |
| 5,000万円以下の金額 | 20% | 20% |
| 1億円以下の金額 | 30% | 30% |
| 2億円以下の金額 | 40% | 40% |
| 3億円以下の金額 | | 45% |
| 6億円以下の金額 | 50% | 50% |
| 6億円超の金額 | | 55% |

適用時期

平成23年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 暦年課税の贈与税に係る税率構造の見直し

相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税（暦年課税）の税率構造について、次の見直しが行われます。

① 20歳以上の者が直系尊属から受けた贈与財産に係る税率構造。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|--------------|-----|-----|
| 200万円以下の金額 | 10% | 10% |
| 300万円以下の金額 | 15% | 15% |
| 400万円以下の金額 | 20% | |
| 600万円以下の金額 | 30% | 20% |
| 1,000万円以下の金額 | 40% | 30% |
| 1,500万円以下の金額 | 50% | 40% |
| 3,000万円以下の金額 | | 45% |
| 4,500万円以下の金額 | | 50% |
| 4,500万円超の金額 | | 55% |

② ①以外の贈与財産に係る税率構造。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|--------------|-----|-----|
| 200万円以下の金額 | 10% | 10% |
| 300万円以下の金額 | 15% | 15% |
| 400万円以下の金額 | 20% | 20% |
| 600万円以下の金額 | 30% | 30% |
| 1,000万円以下の金額 | 40% | 40% |
| 1,500万円以下の金額 | 50% | 45% |
| 3,000万円以下の金額 | | 50% |
| 3,000万円超の金額 | | 55% |

適用時期

原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(3) 相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度の適用要件について、次の拡充が行われます。

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|----------|-------------------|----------------------|
| 受贈者の範囲 | 20歳以上である 推定相続人 | 20歳以上である 推定相続人及び孫 |
| 贈与者の年齢要件 | 65歳以上 | 60歳以上 |

適用時期

原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(4) 住宅取得等資金の非課税措置の拡充

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に「住宅の新築等に先行してその敷地の用に供される土地等の取得資金」が追加されます。

（注）新築等が資金の贈与を受けた翌年3月15日までに終わるものに限ります。

適用時期

平成23年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

4 消費課税

(1) 免税事業者の要件の見直し

その事業年度につき現行制度において事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次に掲げる課税売上高が1千万円を超える事業者については、事業者免税点制度が適用されないこととなります。

| 区分 | 要件 |
|-------|---|
| 個人事業者 | その年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高 |
| 法人 | その事業年度の前事業年度（7月以下のものを除く）開始の日から6月間の課税売上高 |

適用時期

その年又は事業年度が平成24年10月1日以後に開始するものについて適用されます。

(2) 課税売上割合95%以上の全額仕入税額控除の適用制限

次の課税売上割合が95%以上の場合に、課税仕入等の税額の全額を仕入税額控除できる現行制度について、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算した額）を超える場合には適用されないこととなります。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

適用時期

平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 地球温暖化対策のための税導入

石油石炭税に「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO₂排出量に応じた税率を上乗せし、次のとおりになります。

| 区分 | 原油・石油製品 [1kl当たり] | ガス状炭化水素 [1t当たり] | 石炭 [1t当たり] |
|--------------|---------------------|--------------------|---------------|
| 現行 | 2,040円 | 1,080円 | 700円 |
| 平成23年10月1日から | 2,290円 | 1,340円 | 920円 |
| 平成25年4月1日から | 2,540円 | 1,600円 | 1,140円 |
| 平成27年4月1日から | 2,800円 | 1,860円 | 1,370円 |

適用時期

平成23年10月1日から適用されます。

5 その他

(1) 納税環境整備

① 納税者権利憲章

税務行政において納税者の権利利益の保護を図るため、納税者権利憲章を策定し公表することとされます。

適用時期

平成23年中に準備を進めた上、平成24年1月1日に公表されます。

② 税務調査の手続きの明確化・法制化

税務調査手続における次の事項についての明確化・法制化が行われます。

- イ 調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、原則として、税務調査を行う場合には、あらかじめ『事前通知』を行う旨の規定
- ロ 課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、『調査終了の手続き』に関する規定
- ハ 現行の調査実務上行われている『物件の預かり・返還等』に関する規定

適用時期

平成24年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査及び当該調査に係る反面調査について適用されます。

③ 更正の請求期間の延長

納税者が申告税額の減額を求めることができる更正の請求の期間が1年から5年に延長されます。

なお、この改正にあわせ、課税庁が増額更正できる期間も3年から5年に延長されます。

適用時期

平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

(2) 金融証券税制

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限が平成25年12月31日まで延長されます。

(3) 市民公益税制

認定NPO法人や公益社団法人等に対する寄附金について、2,000円を超える寄附金の40%相当額（所得税額の25%を上限）を税額控除できる制度が創設されます。

適用時期

平成23年分以後の所得税について適用されます。（従来の寄附金控除との選択適用）

*このパンフレットは、平成22年12月16日に閣議決定された平成23年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。